

仮想通貨の売却価格5%を取得費として計上できる！

国税庁が所得税法の改正をめぐる通達を公開いたしました。通達によると、仮想通貨の取得額が分からない等の場合は、取得価格を売却収入の100分の5として雑所得の金額を計算することができます。では、どのような場合に納税者にとって有利となるのか考えてみましょう。



・取得原価が不明な場合やキャンペーン等で取得原価が0円の場合

⇒取得原価が不明の場合は、取得費用は0円として計算されてしまい、売価がそのまま利益（所得）となるため、売価の5%を費用化できるメリットがあります

・取得原価が売価の5%未満の場合

⇒仮想通貨が暴騰する等の理由により、売価が取得原価を大幅に上回った場合は、通常の取得原価で申告をするよりも費用が大きくなる可能性があります

消費税の軽減税率に対応した請求書、帳簿の記入方法の再確認

消費税増税が来月と迫って参りました。過去の税務トピックスにて消費税の軽減税率に対応した請求書等の作成方法はお伝えはしていましたが、来月に慌てないよう帳簿と請求の記入方法について図で再度確認していきます。



● 帳簿と請求書の記載例

請求書	
株〇〇御中	XX年11月2日
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目 株△△

税率の異なるごとに合計した税込金額

税率（10%、8%）の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳（仕入れ）		株〇〇	
XX年	摘要	借方	貸方
月 日			
11 2	株△△ 雑貨	22,000	
11 2	株△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

【請求書】

これ以外に、例えば次のような方法があります。
① 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
② 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。